

番外曲「玉鉾」考

——古今注との関連・その他——

稲田秀雄

はじめに

能「玉鉾」は、いわゆる番外曲（現在は上演されない、非現行曲）である。上演記録は現在発見されていないが、大永四年の識語をもつ作者付『能本作者注文』^①の「世阿弥作」のうちに曲名の記載がある。世阿弥作とする（「いろは作者注文」『歌謡作者考』も同様）のは信じ難いとしても、室町期成立の曲であることは認めてよからう。

本曲は、これまで作品研究がなされたことはなく、他の作品との関係において言及されたこともおよそ皆無のようである。しかし、前場に存するクリ・サシ・クセの内容については、『古今和歌集』の注釈―古今注との関連が明らかに見出されるのであり、すでに指摘されている、古今注と関連する能作品の系列に加えることが可能

である。また、その他にも形式・表現・構想の面で、甚だ興味深い問題が認められるので、それらのことも合わせて、この機会に若干の考察を試みることにしたい。

一、諸本と構成

「玉鉾」諸本の所在を『国書総目録』（補訂版、平2）「能の本」によつて確認すると、室町末期古写本として、枳型本十一種（東大史料編纂所蔵）が掲げられている。

しかし、同本の中に「玉鉾」は見当たらなかった。ただ十一種のうち「慈童」以下十曲所収本の中に、外題を「玉持」、内題を「たまもち」（以上、傍点筆者）とするテキストが収められている。この題は一見「玉鉾」と似ているが、内容を見ると、「玉鉾」ではなく、「香椎」という曲であった。「香椎」（番外曲）は、「磯の童」と

も称し、藤原興範が香椎の浜で豊姫の明神と海神・磯の童の出現を見るという内容の曲で、文正元年二月二十五日の上演記録がある〔飯尾宅御成記〕。後場に、磯の童が干珠・満珠を持って現れるため、「玉持」の異称があるのであろう。^③

以上により、この東大史料編纂所蔵榊型本十一種は「玉銚」の諸本からは除外すべきであろう。そうすると、「玉銚」の室町期に遡る古写本は、今のところ現存するものはない（少なくとも未発見）ということになる。結局、「玉銚」を収めるのは、近世のいわゆる番外謡本ばかりなのである。^④

このことを確認した上で、本稿では、その番外謡本のうち、すでに翻刻がある樋口本（田中允氏編『未刊謡曲集 二』古典文庫、昭和39所収）を用いることにする。同本によって示せば、本曲の構成はおおよそ以下の通りである（漢数字は段を示す）。

一、ワキの登場 藤原俊家（ワキ）が登場し、筑前志賀島を訪れる。

二、シテ・ツレの登場 二人の女（シテ・ツレ）が浦伝いに登場する。

三、シテ・ツレとワキの応対 女たちが磯山のあなたにある「玉銚の神」に詣でるといっているので、俊家も同行し、玉銚の宮に着く。

四、シテの物語 俊家の問いに応じて、女は玉銚の謂われを語る。

（クリ・サシ・クセ）。

五、シテ・ツレの中入 女は竜女の正体を明かし、「玉銚の祭り」を見せるので、ここに待つよう言い置いて退場（中入）。

（六、間狂言）

七、後シテの登場、舞事 竜女（後シテ）が登場し（玉銚を持って現れるか）、舞を見せる。

八、終曲 竜女は引き続き神遊びのさまを見せ、「道ある御世」を讃えて終わる。

なお、本曲の間狂言の詞章は未見であるので、その形態は不明である。待謡がないことからすると、居語りではなく、末社アイのような形態であったか。ともかく、本曲が神霊（竜女とするのは、世阿弥作「鶉羽」に例がある）の出現と当代の賛美を旨とする脇能の一種であることは、明らかである。以下、第三段の間答を経て、第四段のクリ・サシ・クセで語られる「玉銚の謂われ」を中心に、その内容を検討してみることにする。

二、クリ・サシ・クセと古今注

女たちは俊家を玉銚の宮へ案内する。そこで、俊家は、「玉銚の宮と申は。唐土の秦の代の璽」であるという奇妙な理解を口にする。それを受けて女（前シテ）は「秦の代に有し玉銚も。竜女の持

たりし銚也」と言い、「玉銚の目出度謂れ」を語り出すのである。

クリ地「夫玉銚の初を尋るに。唐土秦の始皇の御宇に。一天四海を治め給ひし。御代の宝の。数々に（シテサシ）中にも此

玉銚は。同「始皇四代の先祖。用義ヨウギといひし人の。竜宮城に至り給ひて。玉を飾れる御銚をとりて帰り。御代の宝となし給

ふシテ下「然ば此銚。同「始皇迄四代伝はる宝として。怨敵悪魔を払ふとかやシテ「玉を飾れる銚なればとて。同「玉銚と

是を。名付たりクセ下「然るに此銚を。仮初におく時も。銚先を主（主）の方へ。向ひて置時は。かならず。銚先立かへつて。余

のかたへなるなり。銚の柄は主の方へ。向ひて。目前あらたなる。神変の宝是なり。又玉銚の道たりし。始を尋ぬるに。始皇

武皇を伴ひ。明州に至り給ひし時。此銚を取落して。広野に有けるに。始皇の御孫に。周公といつし王子の。君には追離れ。

広野に迷ひ給ひしが上シテ「此銚を見付つ、同「銚の柄の向ひける方へ。尋行則。始皇の御座（御座）所に。尋合せ給ひて。悦びの

道をしる事を。しるべと名付今の代に。万賞をみがく玉銚の。道は曇らで。直なる例成べし

ここには、おおよそ次のようなことが述べられている。

①玉銚は、秦の始皇四代の先祖である用義ヨウギが竜宮城から持ち帰ったものである。

②始皇まで四代を経て伝わり、「玉を飾れる銚」であるので、玉銚と名付けられた。

③この玉銚は、主のいる方向へ決して銚先を向けることがない。銚先を主の方へ向けて置いても、反転して柄の方が主へ向くと⑦いう神変の宝である。

④始皇が武皇を伴い明州に行った時、玉銚を取り落とした。始皇の孫・周公子子は、始皇にはぐれて広野に迷ったが、この銚を見付け、柄の向いている方向を尋ねて行くと、始皇の居場所へ到達した。

玉銚の由来と効用に関する、いかにも荒唐無稽な説であるが、これは一体何に由来するのであろうか。室町期の連歌辞書である『藻塩草』巻十七「銚」に、「玉銚 玉をかされる銚也 又道ハもとより也」とある。右の②にもこれに相当する叙述があった。いうまでもなく「玉銚（の）」は「道」の枕詞なのであるが、中世ではこのように、「玉を飾れる銚」という、具体物としての理解があったものらしい。

それでは、中世において、玉銚とはどのような「物」と理解されていたのか。その詳細を語る説話は、実は『古今和歌集』の注釈書、いわゆる古今注に見出されるのである。

まず、すでに世阿弥作品との関連が指摘されている『古今和歌集⑧

序聞書「三流抄」(以下「三流抄」とする)を掲げよう。「三流抄」では、『古今集』仮名序の「この歌、天地の開けはじまりける時より、いで来にけり」という箇所に関する注として、伊弉諾・伊弉册尊の二神が国生みのために嫁(まぐはひ)した時、伊弉諾が、伊弉册に詠み与えた歌は「烏羽玉野吾黒髪毛不_レ乱爾結定メ余宵夜野手枕我臥テモ見_ン」^⑨というものであった、と述べる。この二神のことについて、さらに問答が続く中で、「烏羽玉ト云事ハ大国秦ノ始皇ノ三宝ノ一ツ也。何ゾ爰ニ至テ神代ノ哥ノ詞作哉」という問いが現れる。その答えとして、秦の始皇帝が所有する渡角・烏羽玉・玉鉾の三つの宝の由来が以下のように述べられていく。ここでは特に玉鉾の由来を中心に引くことにする。

秦始皇ノ三宝ハ、渡角^{トカク}、烏羽玉^{ウハヒタマ}、玉鉾^{タマボ}、是也。(中略)三ツニ

玉鉾トハ、始皇ノ母方ノ四代ノ先祖ニ耀鬼ト云人、龍宮城ヨリ玉ヲ蔽タル鉾ヲ取テ出タリ。此鉾代々始皇マデ四代ニ至ル。

此鉾、イカヤウニ置ケドモ主ニサキヲ不_レ向_ル。ワザト向_ルレバ、ヲキ返リテ柄ヲ主ノ方ヘムクル也。始皇、楚ノ武王ト軍セシ時、軍ニ負テ湖州ニ落玉ヘリ。始皇ノ孫、酒公ト云人、敵ニハナレテ始皇ノ行方ヲ不_レ知。広キ野ヲ迷ヒ行クニ、アハテテ始皇玉鉾ヲ野ニ落シタリ。酒公見付テ此鉾ハサキヲ主ニ向奉ラス。柄ノ向タルラン方ニゾ始皇ハマシマスラントテ此鉾ヲ執_ルテ知ルベ

ニ尋行ヌ。則、逢奉リヌ。ソレヨリ道ヲ玉鉾ト云也。

武王(皇)を戦の相手とすることや、始皇が湖州(玉鉾)は明州に落ちたとすることなどの相違はあるものの、傍線を施した部分が、先の「玉鉾」クセ(以下、クリ・サシも含めていう)の傍線部とは一致(人名の表記は異なるが、音通)することは明らかであろう。

この「三流抄」に近い説話は、耕雲(花山院長親)の大内盛見への講義の聞書である『古今集耕雲聞書』にも見える。そこでは、玉鉾を竜宮城から取って来たこと、始皇帝の孫が玉鉾の柄の方向をしるべに尋ねて行き、始皇に会ったことを述べるが、「用義―耀鬼」「周公―酒公」のように、「玉鉾」クセと「三流抄」とに共通(音通)する人名を全く記さない。なお、玉鉾が竜宮から伝えられたこと、主に先を向けないこと(「玉鉾」クセの①③に対応)は、『鴉鷲物語』にも簡略ながら見えている。

ところで、数ある古今注の中には、玉鉾について右の「三流抄」や『古今集耕雲聞書』とはまた異なる系統の説がある。それらも念のために比較・検討しておきたい。

例えば、南北朝期の書写と見られる『毘沙門堂本古今集注』^⑩卷四物名注・四四九番歌注は次のような説話を記す。

ムハタマトハ黒事ニ云也 仍夜モ黒キ故ニ云也 抑烏羽玉ト云事ハ秦武政用記ノ一卷云秦皇有三玉渡角烏羽珠玉鉾ト云ヘリ

(中略) 玉銚ト云者始皇ノ家ニ代々伝ル玉□カサレル銚アリ
此銚ハ主ニサキラムケス ワサトムクレハ子カヘリテエヲ主ニ
ムクルナリ 始皇ノ兄ト軍シテマケテ南州ヘ落行タリシニ始皇
ノ大将ニ安長ト云人敵ニ隔ラレテ始皇ノ行方ヲシラス 安長タ
ツ子アリクニ野中ニ此玉銚アリ 此ヲ見ツケテサテハ始皇ノ行
方知ナムトテ銚ノエノムカフ方ヲシルヘニ行ホトニ南州ニ至
テ始皇ニアヘリ 仍道ノシルヘニ銚ヲセシ故ニ道ヲ玉銚トハ云
也

ここでは、玉銚を始皇帝の家に代々伝わる物とし(二重傍線部)、
『三流抄』等にあつた竜宮からの由来を言わない。そして、始皇の
行方を尋ねる人物を、「酒公」ではなく、「安長」(傍線部)とする
のである。『古今集註(為相註)』(京都大学蔵) 卷十四恋四・七三
八番歌注、『古今和歌集三條抄』(宮内庁書陵部蔵) 中・四四九番歌
注も、以上の点に関しては、同様の内容である。なお、『榻嶋曉筆』
卷十六―十五「玉銚道」にも、この系統の説が見える。

この他、『雑和集』中・十七「むば玉たま銚の事」に玉銚の説話
があり、始皇の先祖である「耀鬼」が竜宮から玉銚を取ってきたと
するのは、『三流抄』と同じであるが、戦場で始皇を探す人物を
「安長」とするのは、『毘沙門堂本古今集注』に一致しており、あた
かも両方の系列を折衷したような内容となっている。

一方、古今注には、始皇を探す人物を「湛忠」とする、また別系
統の説話もある。『古今和歌集三條抄』¹²⁾ 中・五五四番歌注「イトセ
メテ恋シキ時ハムハ玉ノヨルノ衣ヲ返シテソキル」に、

ムハ玉ト云ヘルハ大方黒事ニ云ヘリ 漢書云 秦始皇得天龍¹³⁾
致三宝¹⁴⁾ト云ヘリ 一ニハ犀角 二ニハ烏羽玉 三ニハ玉銚也

(中略) 玉銚ト云ハ始皇四世ノ親ニテオハシケル人ノ眼ヲ銚ノ
元ニホリ入テ玉ヲ蔽テモテリ 主ノアル方ヘ銚サキラムケサリ
シ故ニ始皇ノ軍破タリケル時相州ノ江ノ辺ニオリ弁給ヘリ 湛

忠ト云ヘル始皇ノ將軍敵ニオシ隔ラレテ野中ニ迷行程ニ此玉銚
ヲ見付テ中ヲ取テサケツ、サキラムケタル指テユク程ニ始皇
ニ尋相奉 又此故ニ玉銚ノ道ト云ヘリ (下略)

とあるのがそれである。ここには波線部のように、玉銚に始皇の先
祖の「眼」を彫り入れたとする奇怪な説明が見えるが、それに似た
説明は、『古今集抄(平松抄)』(京都大学附属図書館平松文庫蔵) 五
五四番歌注(行間注) にも見出せる(先祖の眼を掛けたとする)。
なお、湛忠の名は、先に引いた『三流抄』の烏羽玉の由来の中に
「始皇ノ將軍」として見えていたものである。この系統の注では、
それが玉銚の由来に入り込んだのであろうか。

以上、古今注を中心に、玉銚に関する説話を見てきたが、この説
話は、すべての古今注に存するわけではない。『頓阿序注』、『尊円

序注』及びそれと共通する本文をもつ『古今和歌集見聞』（八戸市立図書館蔵）、『了誉序注』、『弘安十年古今集歌注』には、右のような玉銚の説話は全く見えないことを付け加えておきたい。

ちなみに、これ以外にも、始皇帝とは関連付けない玉銚の説話がある。由阿による『万葉集』の注釈である『詞林采葉抄』第七「玉銚道」は、玉銚は漢の高祖の重宝であったとして、「合戦破テ軍兵散々ニナリケル時此玉銚ヲ阡ニ立テケレハ高祖ノオハスル方ヘ銚ノ向ケレハ是ヲシルヘニテ尋行ケリト申」と、先に検討した古今注と類似の説を記す。また、『自讀歌注』十八「藤原秀能」は、「下紅葉移ひ行は玉銚の道の山風さむく吹らし」の注に、「玉銚とは天照大神より住吉大明神につかはさる。その光七方へさす、それをしるへにて道を初てふみそめけり、諸国七道と云事是よりはしむ、京の七口も是よりはしむ」と、これまで見てきた古今注とは全く異なる由来を述べている。

もとより管見の範囲ではあるが、特に玉銚に関する説話を有する古今注のうち、本稿で検討したものの内容を整理すると、以下のよう

に三つの系統に分けられる。

A 玉銚は竜宮から始皇四代の先祖・耀鬼がもたらしたものの、始皇を採すのは孫の酒公↓『三流抄』、(『古今集耕雲間書』)

B 玉銚は始皇の先祖代々の重宝、始皇を採すのは安長↓『毘沙門

堂本古今集注』、『古今集註(為相註)』、『古今和歌集三條抄』(四四九番歌注)

C 玉銚は始皇四代の先祖の眼を込めたもの、始皇を採すのは湛忠↓『古今和歌集三條抄』(五五四番歌注)、(『古今集抄(平松抄)』)

なお、古今注以外の資料としては、『鴉鷲物語』はA系統の一部と一致し、『雑和集』はA・B二系統の折衷的内容、『楊鳴暁筆』はB系統である。この他、始皇帝と関連付けない説としては、『詞林采葉抄』(部分的に古今注と類似)、『自讀歌注』が挙げられる。

ここであらためて、「玉銚」クセの内容(先に①〜④として要約した)に立ち戻る時、古今注との関連で重視しなければならぬのは、次の二点であろう。

○玉銚は、秦の始皇の四代の先祖(用義)により、竜宮からもたらされた(①)。

○始皇の孫(周公)が、戦場で始皇が落とした玉銚の柄の向いた方角によって、始皇の居場所を知った(④)。

この二点をともに有しているのは、つまり能に最も近いのは、右に整理した古今注のうち、『三流抄』等のA系統であることは、もはや疑いあるまい。B及びC系統は、いずれも右の二点と内容的に一致しない。その他、古今注以外の始皇帝と関連付けない説はもちろ

ん対象外である。以上の検討により、能「玉鉾」のクセに見える玉鉾の由来と効用に関する説話は、基本的に『三流抄』系統の古今注に拠ったものと見てよいのではなからうか。

三、その他の問題

以下に、「玉鉾」が内包する形式・表現・構想に関わる問題点を、覚え書き風に列挙しておく。いずれも詳しい検討は他日を期したい。

1、ワキを藤原俊家とするのは、「佐保山」に同じ（番外曲「伏見」も）。ただし、十一世紀の人物であるはずの俊家が「後嵯峨の院に仕へ奉る」と言うのは、時代が合わない。もちろん後嵯峨院は鎌倉期の人物である（在位・一二四二～四六）。

2、管見に入った「玉鉾」の本文では、すべてワキの名ノリが次第の前にあり、名ノリ・次第・上ゲ歌（道行）と続く（通常は次第・名ノリ・上ゲ歌の順）。これは世阿弥自筆本「難波梅」と同じかたちであり、世阿弥『三道』にいう「開口人出て、さし声（名ノリに相当）^⑥より、次第」という記述にも合致する。つまりこの冒頭は、ワキの開口を前提とした室町前期脇能の形式を反映したものと考えられる。

3、第一段ワキの道行（上ゲ歌）は、世阿弥作の「老松」とほぼ同文である。相違は、「み調の道の末ここに 安楽寺にも着きにけ

り」（「老松」）を「御代を守りの神垣や。鹿の嶋にも着にけり」とするところのみで、明らかに「老松」からの転用と見られる。そうであれば、本曲は世阿弥作品の影響下にあることになる。

4、第二段（シテ・ツレ登場段）の上ゲ歌に、定家歌の引用があることが注目される。

上哥「見渡せば 花も紅葉もなかりけり。く。浦の苫屋の秋の暮。心なき心迄 実もと思ふよそほひの。友なし千鳥鳴音迄。かゝるうき身の類ひかな く

傍線部は、『新古今和歌集』巻四秋歌上、『拾遺愚草』に収める著名な和歌（見わたせば花も紅葉もなかりけり浦のとまやの秋の夕暮）に拠ったことは明らかである。実はこの歌の引用・利用については、現行曲中に全く見出すことができない。室町末期までに成立したとおぼしき番外曲についても、今のところ確認し得ていない。定家歌（特に『拾遺愚草』）の引用は、作者によってかなり偏向があるのは確かで、それはまた金春禅竹作品の特徴の一つであることは留意すべきであろう。

5、右のもう一つの傍線部「…（の）類ひかな」という表現に注意したい。この表現は、「萎るる袖の色までも 今日夕べの類ひかな 今日夕べの類ひかな」（「千手」）、「なほうきふねの楫を絶え 綱手悲しき類ひかな 綱手悲しき類ひかな」（「玉葛」）などの

禪竹作と認められる曲に見えており、伊藤正義氏によれば、「個人的な禪竹詞」とされるものである^⑧。

6、第七段及び第八段（ロンギ）の詞章に、次のような特徴的な表現が見える。

○後シテ上「玉銚の道は遙にあらね共。雲井よりくる上人（ひと）の。星を

戴く久堅の。天の逆銚と名付。悪魔を降伏し。万道をたす

す 上同「森羅万象 治る宝。いたゞき祭れや」く。ありが

たや マイ（第七段）

○上ロンギ地「月の光りや玉銚の。く 返す袂は面白や シテ上

「道ある御代を守らんと。神代の跡を又爰に。あら玉銚の神遊

び 光さす手も妙なれや 上地「さすや日影も青海の。月のみ

ふねの水馴棹 シテ「是も直なる玉銚の。同「満（み）くる潮夜の波。

か、る 例は荒磯と。みえたる海は瑠璃を敷て。宮殿 楼閣金

銀の。たますだれ玉垣。光をつらね影を見て。天もか、やき地

もひかる。玉銚のまつりごと みちある御代となりけり

く（第八段）

傍線を施した「森羅万象（像）」「いたゞき祭れや」「月のみふねの

水馴棹」は、禪竹作の可能性が指摘されている「佐保山」^⑨に、以下

のように見出される（鴻山文庫蔵吉川家旧蔵車屋本による）。

○此山姫の神徳として。草木しんらまんざうまで。みかけのみと

リミちみてり

○同きさらきの。初（つと）猿なれや。春日山 して下嶺（しも）どよむまで。い

た、きまつれ。やさほ姫の。袖もかさしの玉かつら

○して「久堅の。月の御舟のみなれさほ。山姫の袖。返す霞のう

す衣

このうち「いたゞき祭れや」は、「佐保山」が引くかたちのように、

「きさらぎの初申なれや春日山峰とよむまでいただきまつる」（『散

木奇歌集』第六・神祇）に拠るものであり、同歌は世阿弥「金鳥

書」（『薪の神事』）にも引かれていて、さらにこの表現は、能「逆

矛」にも、「或ハあまつみそらのみほこ」「またハ宝山くりからみ

たけ」「いた、きまつれやおとろかしたてまつれや滝祭」（四百番

本）とある。「逆矛」も禪竹作の可能性が指摘されている曲である。

また、「森羅万象」は、現行曲では右の「佐保山」以外に見えず、

あまり能作品には用いられない詞である（番外曲では、世阿弥自筆

本「多度津左衛門」のクセに見える）。しかし、

○第四像輪ハ、天衆地類、森羅万象、此輪ニ治（よ）。法界牝性無（な）

差別、森羅万象即仏身（下略）

（『六輪一露之記』（八左衛門本）

○四二、像輪ハ、天・地・人ノ三才ヨリ、ミチくシナぐワカ

レカワリテ、森羅万象サマぐナリ。（『六輪一露之記注』）

○真実翁ノ理相ニラキテワ、アルトアラユルトコロ、百ヲクノシ
ユミ、百ヲクノ日月、山河大地・シンラ万ザウ・草木瓦石等ニ
至マデ、ミナコノ分身妙用ナラズト云事ナシ。(『明宿集』)

のように、禅竹伝書にはしばしば見出されるのであり、世阿弥から
禅竹に相伝された『拾玉得花』にも、「万象・森羅、是非・大小、
有生・非生、ことごとく、おの／＼序破急をそなへたり」と、逆
転したかたちながら見えることを指摘しておきたい。

7、右に掲げた第七段の二重傍線部は、玉鉾を「天の逆鉾」にな
ぞらえているが、こうした発想は、『宴曲集』巻二に収める早歌
「神祇」の「伊弉諾伊弉冉の ふたりの尊計で 天より降す玉鉾の
道ある御世のいまも猶」という詞章にもうかがえる。イザナキ・イ
ザナミが天より降ろした鉾とは、「天の逆鉾」に他ならない（能
「逆矛」参照）。また、波線を施した「道ある御世」は、先に引いた
第八段の波線部以外にも、本曲にはしばしば認められる文句である
（第一段次第、第五段ロンギにも）。「道」は、その枕詞である「玉
鉾」からたやすく導かれるのであるが、早歌の中にはまた、「曇ら
ぬ光は玉鉾の 道ある御世をや照すらむ」（『宴曲集』巻二「祝言」）
という例もあることを付け加えておきたい。ちなみに、この「道あ
る御世」という文句は、能「志賀」「源太夫」「代主」にも見えるも
のである。

8、そもそもなぜ玉鉾が志賀島と結びつくのか。本曲にはそのこ
とに関して説明がない。玉鉾の宮と称する社が志賀島に実在したか、
また現存するかどうかは、今のところ確認し得ていない。志賀島に
は志賀海神社が鎮座し、玉鉾の宮はその末社か（磯辺にあるという
ことでいえば、沖津宮を指すか）とも考えられるが、詳細について
は未調査である。

志賀海神社については、「当社は、安曇磯良丸といひて、神功皇
后異国退治の時、竜宮より出でて、兵船の楫取として海士のあるべ
せし神なり」（細川幽斎『九州道の記』）とあるように、海神・安曇
磯良を祭神とする説があり（志賀海神社蔵『志賀海神社縁起絵』に
も神功皇后説話の一環として、安曇磯良を海底から誘い出す場面が
描かれる）、竜宮とは関係付けられるであろう。そこで、『三流抄』
等の所説にある「玉鉾が竜宮からもたらされた」という縁で、玉鉾
と結びつけられたのかもしれない。そういえば、玉鉾を「竜女の持
たりし鉾」（第三段）とするのも、古今注には見当たらない説であ
る。何らかの背景があると思われるが、詳細は不明である。実地踏
査も含めて今後の課題としたい。

こうした玉鉾と志賀島、さらに竜女との結びつきは、ことによる
と間狂言で説明されていたかもしれないが、先に述べたように、本
曲の間狂言詞章をいまだ見出すことができない。これについても大

方のご教示をお願いする次第である。

おわりに

番外曲「玉鉦」第四段のクセ（クリ・サシを含む）は、古今注、中でも『三流抄』系統の注にある玉鉦の説話に依拠したものと考えられる。能と『三流抄』との間に小異がないわけではないが、『三流抄』以外の古今注にある玉鉦の説話は、玉鉦の由来及び始皇を探す人物の名に関して、全く別系統の内容を伝えており、能とはかなり離れているのである。このことをもって、（管見の範囲ではあるが）能「玉鉦」のクセは、基本的に『三流抄』系統の古今注を基に作られたと見てよいのではなからうか。本曲もまた、部分的ではあれ、古今注の影響下にある能作品の一つなのである。

「玉鉦」は、その他にも興味深い問題を含む曲である。先に掲げた4・5・6からは、本曲が金春禪竹（またはその可能性のある）作品と特徴を共有することを通して、本曲の作者が金春禪竹である可能性が浮かび上がってくる。しかしまた、そのことは本曲が禪竹作品の影響下に成立した可能性も示しているわけであり、本曲を禪竹作と断定することは、現時点ではまだ差し控えておかねばなるまい。

室町末期までに制作された膨大な番外曲は、能の作品研究におい

てもまだ開拓の可能性を秘めた沃野である。本稿では、その中から「玉鉦」という曲を発掘してみたが、全体の構想や背景など、残された問題も多い。番外曲といえども、一曲の総合的な把握には、それ相応の考察の積み重ねが必要なのである。

注

- ① 近年、樹下文隆氏「新世代の革新性——観世信光——」（小林健二氏編『中世文学と隣接諸学7 中世の芸能と文芸』竹林舎、平24所収）は、『能本作者注文』の識語の検討から「大永四年の識語がただちに成立時期を示すものとはいえない」ことを指摘され、大永四年以後の増補があったとする田口和夫氏の見解（『作品研究（輪蔵）』『能・狂言研究——中世文芸論考——』三弥井書店、平9所収）も認められているが、この作者付が、あくまで観世長後の雑談を核としたものであり、室町末期までに成立していた曲目を掲げている（つまり、近世以降に成立した曲目は含まれていない）ことについては、特に疑う余地はないようである。
- ② 古今注と能作品（謡曲）との関連を指摘した先駆的な論文に、伊藤正義氏「富士山」考——世阿弥と古今注——（『国文学 言語と文芸』64、昭44・5）。同氏「古今注の世界——その反映としての中世文学と謡曲——」（『観世』昭45・6）。熊沢れい子氏「古今集と謡曲」（『国語国文』昭45・10）等がある。なお伊藤氏論考は、三木雅博氏・大谷節子氏編『伊藤正義中世文学論集第一巻 謡と能の世界（上）』和泉書院、平24）に収録。現在、「金札」「高砂」「難波」「白楽天」「志賀」「淡路」「伏見」「富士山」「采女」「蛙」「女郎花」「松虫」「長柄橋」等の作品（主に本説と関わる曲のみ掲げた）と古今注との関連が指摘されている。

③ 「香椎」に「玉持」の異称があることは、『日本古典文学大辞典』第一巻(岩波書店、昭58)「香椎」の項(伊藤正義氏執筆)に指摘されている。

④ 『国書絵目録』に掲げる番外謡本は、福王系番外謡本(能研蔵)以下十一種である。なおこの他に、「玉鉾」は、大阪府立中之島図書館朝日新聞社文庫蔵番外謡本(二十冊)(請求記号「朝日/257/20」)第七冊にもあることを付言する。

⑤ 引用に際して、校異の注記は省いた。なお、樋口本に加えて、島原松平文庫蔵本、大阪府立中之島図書館朝日新聞社文庫蔵本をも参照したが、いずれも大異なし。

⑥ 『未刊謡曲集』二二では、樋口本を底本として、下掛系の下村本・上杉本と校合されており、その両本では「用義」を「昭(照)襄」とする由、翻刻本文に注記がある。照襄は、後述の古今注等の説話には見えない人名であるが、始皇帝の曾祖父に当たたる昭襄王(『塵添瑤囊鈔』巻六一七「秦昭襄王事」参照)のことか。そうであれば、史実に即した改変ともいえよう。

⑦ 玉鉾が主に先を向けず、常にその反対方向を指すというのは、『三国伝記』巻一五「三皇五帝事 指南車事」に見える、常に南を指すという指南車の機構を想起させる。

⑧ 伊藤正義氏『古今集』と能(『国立能楽堂』33、35、昭61・5〜7。三木雅博氏・大谷節子氏編『伊藤正義中世文華論集第一巻 謡と能の世界(上)』和泉書院、平24所収)。

⑨ この歌は、能「淡路」「歌占」にも引かれている。注⑧伊藤正義氏論考参照。

⑩ 片桐洋一氏『中世古今集注釈書解題』二二(赤尾照文堂、昭48)による。

⑪ 片桐洋一氏編『毘沙門堂本古今集注』(八木書店、平10)による。
⑫ 徳江元正氏編『室町文學集第二輯 古今和歌集三條抄』(三弥井書店、平2)による。

⑬ 佐伯真一氏「翻刻・紹介 八戸市立図書館本『古今和歌集見聞』(『国文学研究資料館紀要』18、平4・3)。
⑭ 片桐洋一氏監修・ひめまつの会編『詞林采葉抄』(大学堂書店、昭52)による。

⑮ 王淑英氏『自讀歌古注総覧』(東海大学出版会、平7)による。
⑯ 日本思想大系「世阿弥・禅竹」(岩波書店、昭49)補注六九(表章氏執筆)。

⑰ 伊藤正義氏『金春禅竹の研究』(赤尾照文堂、昭45)一「禅竹の能」。
⑱ 伊藤正義氏「付」禅竹の能(『謡曲雑記』和泉書院、平1所収)。
⑲ 味方健氏「対の能——佐保山と竜田——」(『能(京都観世会)』438、平6・11)。注⑱伊藤正義氏論考。三宅晶子氏『歌舞能の確立と展開』(ベリかん社、平13)第三章「禅竹の物まね論」。「禅竹の歌語意識」。

⑳ 二〇一四年度世阿弥忌セミナー(平成二十六年八月八日)における、樹下好美氏の報告(口頭発表)。「佐保山」の構想——ワキ藤原俊家をめぐって——でも指摘されている。

㉑ 味方健氏『能の理念と作品』(和泉書院、平11)第三部第二章「金春禅竹の嗜好と情調」。

㉒ 『七十一番職人歌合』冒頭の「天地ひらけし時、逆鉾のくだれりけるより、道を玉鉾と名づけて、よろづの道をたてたり」という一文も、同じく逆鉾を玉鉾とする発想から出たものであろう。

㉓ 現・福岡市東区志賀島。博多湾に張り出す交通の要衝地であり、「漢委奴国王」の金印の出土地としても知られる。日本歴史地名大系「福岡県の地名」(平凡社、平16)「志賀海神社」の項、大谷光男氏「志賀島と

その現況」「志賀海神社の由来」(同氏編『金印研究論文集成』新人物往来社、平6所収)等参照。

- ⑭ 志賀海神社の境外末社。志賀島西北の旧勝馬村にある。貝原益軒『筑前国続風土記』には、勝馬明神と称し、「海浜の小山の上」にあるとする。

- ⑮ 新編日本古典文学全集『中世日記紀行集』(長崎健氏他校注・訳、小学館、平6)による。